

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

平成24年10月12日

（下線部分変更箇所）

新	旧
不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則	不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則
第1条～第4条 <u>(クローズド・エンド型の投資信託の社内規則等)</u>	第1条～第4条 <u>(同左)</u> <u>(新設)</u>
<u>第5条 規則第28条の2第2号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 収益の分配と投資元本の払戻しの区分開示</u> <u>(2) 投資元本の払戻しの実施を決定するまでのプロセス</u> <u>(3) 投資元本の払戻しの実施の考え方</u> <u>(4) 投資元本の払戻しを実施するに際して配慮すべき事項（①長期修繕計画等の中長期的な資金需要等のキャッシュフローに影響を及ぼす事項②その他必要な事項）</u> <u>(クローズド・エンド型の投資法人の社内規則等)</u>	
<u>第5条の2 規則第43条の2第2号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 収益の分配と出資の払戻しの区分開示</u> <u>(2) 出資の払戻しの実施を決定するまでのプロセス</u> <u>(3) 出資の払戻しの実施の考え方</u> <u>(4) 出資の払戻しを実施するに際して配慮すべき事項（①長期修繕計画等の中長期的な資金需要等のキャッシュフローに影響を及ぼす事項②その他必要な事項）</u>	<u>(新設)</u>
第6条 規則第12条の2第2項に規定する細則に定める様式は、別紙様式第1号とする。 (以下略)	第5条 規則第12条の2第2項に規定する細則に定める様式は、別紙様式第1号とする。 (同左)
附則 この改正は、平成24年 月 日から実施する。	